

第11回「保育所保育指針」改定に関する検討会

1 日時 平成19年6月25日（月）14:00～17:00

2 場所 経済産業省別館10階 1020会議室

3 議題 改定の方針等について
第4章「保育の計画及び評価」について
第7章「職員の資質向上」について

4 配付資料

- 資料1 第4章「保育の計画及び評価」骨子
- 資料2 第4章「保育の計画及び評価」たたき台（案）
- 資料3 第7章「職員の資質向上」骨子
- 資料4 第7章「職員の資質向上」たたき台（案）
- 資料5 第10回における主な意見
- 資料6 保育所保育指針全体構成

参考資料1 保育所職員に求められる資質等

参考資料2 研修の基本姿勢等

参考資料3 研福祉サービスの第三者評価の普及に向けて

参考資料4 学校評価の方法等

第 4 章「保育の計画及び評価」骨子に関するメモ

担当：増田 まゆみ

◎ 第 4 章・第 7 章たたき台案作成への基本的考え方

総則において確認されてきた基本的事項

- 児童福祉法施設最低基準第 35 条に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものであること
- 各保育所は、この指針において規定される遵守すべき事項及び保育の内容に関する基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じ創意工夫を図り、保育所の機能と質の向上に努めるべきであること

「保育所の定義」として、「入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するために相応しいものであること」、また「保育所の役割・機能」は、「保育所はこどもにとっての機能(保育による健全な心身の発達)、保護者にとっての機能(保育と一体的に行われる園児の保護者への支援、地域の在宅子育て家庭への支援)の 2 つの役割を担う。」、さらに、「保育の特性」として「保育は、一人一人のこどもの発達状況に応じた養護(健康安全の保持及び情緒の安定)及び教育(生きる力の基礎を培う発達援助)の一体的に営みであること。」

新たに記載する事項として、「保育所の社会的責任」について、所長のリーダーシップの下に、保護者及び社会への的確な説明責任の発揮、苦情解決、個人情報保護への的確な対応の重要性について規定する必要がある。

こうした「総則」の基本的考え方をもとに、第 4 章、第 7 章は以下の考え方にに基づき、たたき台作成に向けて、ワーキンググループで検討した。

- 保育士の国家資格化に伴い、明確にされた保育士の業務（子どもの保育及び保護者に対する保育指導）が適切に行われることが必須のものとして求められる。
- 今日の子ども、家庭、社会の変化に対応した、「①保育計画（保育課程）とその具体的計画である指導計画の作成②実施③評価」のサイクルを通して、保育所の機能と質の向上に努めることが必須とされる。
- 多様な機能を求められ、しかも、保育所の人的環境も大きく変化（保育士を核に多様な職種・多様な勤務状況等）する中で、保育の質の向上を図るためには、「保育の評価・改善」に関する事項、さらに、保育を担う職員（施設長のリーダーシップのもとに保育所という組織体のメンバーとしての位置付け）の研修について、自己評価を基盤とする外部評価、公表を視野に入れた記載が必要である。評価が客観的に、かつ、具体性をもって利用者や地域住民等に施設の情報として提供されることが、保育所の社会的責任を果たし、保護者・地域との協働による子育て・子育ちに繋がる。

第4章「保育の計画及び評価」

◎ 全体の方向性

- 今まで積み重ねられた「総則」はじめ、各章でのすでに検討されてきた内容をふまえ、第4章について提案することとする。
- 告示の性格、解説の性格に分けて、全体を構成する方向で案を作成した。

◎ 「保育の計画及び評価」骨子

○ワーキングでの基本姿勢・考え方

保育は、「計画→実践→省察→評価→改善→計画」という循環を重ねつつ、問い直していくことが重要である。保育の質の確保・向上は、具体的実践の省察・評価を通して、実現していくものである。

保育の営みの基本となる「保育の計画及び評価」について、長年にわたり、保育所における基本を国が示すガイドラインとして位置付けられ、保育現場に浸透してきたことを尊重し、現行保育指針、総則の中の「保育の計画」、11章「保育の計画作成上の留意事項」に示されている内容について、**全体構成との関連の中で検討し、本改定においても重要性を有するものは継続する方向で案を作成した。**

一方、第2次改定後の保育所をめぐる様々な変化の中で、新たに保育所保育指針に盛り込むことが求められる事項（発達の連続性に考慮した小学校との連携のあり方、障害のある子どもの支援のあり方、保育の質の確保・向上に必須である評価・結果の公表等）を示すこととした。

○事務局案

ワーキングでの検討を受けて、全体の構成、また、各項目の内容について、あらためて検討、調整し、

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">1 保育の計画<ul style="list-style-type: none">(1) 保育の計画の作成(2) 指導計画の作成等<ul style="list-style-type: none">1) 指導計画の作成2) 指導計画の展開(3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項<ul style="list-style-type: none">1) 年齢に応じた保育2) 長時間にわたる保育3) 障害のある子どもの保育4) 小学校との連携5) 家庭及び地域社会との連携2 保育の評価等 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

という2部構成とした。

1 保育の計画

検討の視点

○保育計画と指導計画について基本的検討

保育所保育の特性・就学前保育の共通性という視点から検討

全体的計画 保育計画 (保育課程・過程)

具体的計画 指導計画 (保育計画・保育指導計画 指導という文言について検討)

○留意事項の検討

●第3章との関連で、3歳未満児、3歳以上児の扱い

●生活の連続性～家庭・地域、長時間・夜間の保育等を含む

●発達や学びの連続性～小学校との連携を含む・子どもの育ちを支えるための資料を教育委員会を通して提供し、相互理解を図る

●障害児のある子どもの保育の充実～専門機関等との連携・特別支援教育との関連

●食育の計画等との関連

●保育の展開～職員の連携、記録と評価・改善

2 保育の評価

検討の視点

●質の向上

●PDCAの視点

自己評価・外部評価・公表のあり方

参考

先行して実施されている保育所における第三者評価

認定こども園

自己評価、外部評価等子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて質の向上に努める。



第4章

保育課程・保育の計画及びその評価

1 保育課程の編成

保育所では、法令等及びこの保育所保育指針の示すところに従い、入所している子どもの生活全体を通して、第1章に示す保育の目標が達成されるように子ども及び家庭の状況や保護者の意向、地域の実態を考慮し、それぞれの保育所に適したものとなるように保育課程を編成するものとする。

保育課程は、保育の目標とそれを具体化した発達過程ごとのねらいと内容で構成され、さらに、それらが一貫性のあるものとする必要がある。また、保育課程に基づいて保育を展開するために、具体的な計画として、「指導計画」を作成するものとする。

さらに、家庭や地域社会の変化に伴って生じる多様な保育需要に対しては、地域や保育所の特性を考慮して柔軟な保育の計画を作成し、適切に対応することが必要である。保育の計画を踏まえて保育が適切に進められているかどうかを把握し、次の保育の資料とするため、保育の経過や結果を記録し、自己の保育を評価し改善することに努めることが必要である。

2 保育（指導）計画の作成

以下

省略

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第4章 保育の計画及び 評価</p>	<p>第1章（総則）に示されたように、保育所は、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たすため、以下のとおり、保育の計画及びそれに基づく実践を行い、保育内容の評価及び改善を常に行うことが求められる。</p>	<p>○保育の計画・評価・改善の重要性について</p>
<p>1. 保育の計画</p>	<p>（1）保育の計画の作成</p> <p>○各保育所においては、法令及びこの指針の示すところに従い、第1章（総則）に示された保育の目標が達成されるように、保育の計画を作成しなければならない。</p> <p>○保育の計画は、各保育所における保育の基本的な目標、ねらい及び内容からなる「保育計画」並びにこれを具体化した「指導計画」から構成される。</p> <p>○保育の計画の作成に当たっては、地域の実態、子どもの心身の発達、家庭の状況や保護者の意向、保育時間などを考慮し、創意工夫を図り、第3章（保育の内容）に示されたねらい及び内容が総合的に達成されるよう努めなければならない。</p> <p>（2）指導計画の作成等</p> <p>1）指導計画の作成</p> <p>指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>○子どもの生活や発達を見通した年、期、月などの長期的な指導計画と、それに関連しながらより具体的な子どもの生活に即した週、日などの短期的な指導計画を作成して、保育が適切に展開されるようにすること。</p> <p>○子どもの個人差を踏まえて保育を行うこと。</p> <p>○子どもの生活にふさわしい具体的なねらいと内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより、活動を展開すること。</p> <p>○具体的なねらいや内容は、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮して、子どもの実態に応じて設定すること。</p> <p>○環境を構成するに当たっては、子どもの生活する姿や発想を大切にしながら、具体的なねらいが達成されるよう配慮し、子どもが主体的に活動できるようにすること</p>	<p>○保育の計画・保育計画・指導計画の位置づけとその説明</p> <p>○保育計画、指導計画の内容等についての説明</p> <p>○「保健計画」「食育の計画」「個別支援計画」なども指導計画に位置付けて策定すること</p> <p>○第2章「子どもの発達」、第3章「保育の内容」と指導計画との関連</p> <p>○長期的な指導計画と短期的な指導計画の具体的内容と役割等について</p> <p>○環境構成と子どもの活動について</p> <p>○生活の連続性を考慮すること</p> <p>○子どもの主体的活動を大切にすること 等</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>2) 指導計画の展開 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設長、保育士など全ての職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。 ○指導計画に基づく保育の過程を適切に記録し、これに基づき、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して評価し、その改善に努めること。 <p>(3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項 指導計画の作成に当たっては、特に次の事項に留意しなければならない。</p> <p>1) 年齢に応じた保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3歳未満児については、第3章（保育の内容）に示された事項を踏まえ、子どもの個人差、すなわち、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達及び活動の実態等に即して、必要に応じて個別的な計画を作成すること。 ○3歳以上児については、第3章（保育の内容）に示された事項を踏まえ、組などの中で協同的な関係と個の成長が促されるよう配慮すること。 ○異年齢で構成される組やグループで保育を行う場合においては、一人一人の子どもの生活や経験などを把握し、適切な環境構成や援助などができるように配慮すること。 <p>2) 長時間にわたる保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長時間にわたる保育については、子どもの年齢、生活のリズムや心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。 <p>3) 障害のある子どもの保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた適切な保育を実施する観点から、必要に応じて個別の支援計画を作成することが望ましいこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の協力体制づくり ○保育の記録の重要性、記録のとり方、ITの活用と記録の生かし方等について ○保育の過程を大切にし柔軟に対応すること ○第3章「保育の内容」との関連 ○3歳未満児の指導計画について 個別指導計画の必要性 ○3歳以上児の指導計画について 個と集団の育ちに配慮すること ○異年齢保育について 具体的な実践や配慮事項を説明 ○長時間保育について 具体的な実践や配慮事項を説明 ○障害児保育について 具体的な実践や配慮事項を説明

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
2. 保育の評価等	<p>○保育の展開に当たっては、その子どもの発達状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。</p> <p>○家庭との連携を密にし、保護者の意向を受け止めて、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど適切な対応を図ること。</p> <p>4) 小学校との連携</p> <p>○子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育所において、小学校教育への円滑な接続に向けた保育の内容の工夫を図るとともに、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。</p> <p>○子どもに関する情報共有に関し、保育所に入所している子どもの小学校への入学に際し、市町村及び市町村教育委員会の支援の下に、保育所から子どもの育ちを支えるための資料が小学校へ送付されるようにすること</p> <p>5) 家庭及び地域社会との連携</p> <p>○子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭及び地域の機関や団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。</p> <p>○保育所は、保育の質の向上を図り、第1章（総則）に示された保育所の役割及び社会的責任を実現するため、当該保育所の保育の内容等について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>○点検及び評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、本章の主旨に沿って、適切に項目を設定する。</p> <p>○保育所は、児童福祉施設最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容の不断の改善を図るため、保育所が行った保育内容等の点検及び評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聞くよう努めなければならない。</p>	<p>○小学校との連携・望ましい接続等について具体的な取組や課題について等</p> <p>○小学校へ送付する資料に盛り込む事項、留意点等</p> <p>○第3章「保育の内容」、第6章「保護者に対する支援」等との関連</p> <p>○PDCAサイクルの視点を導入</p> <p>○評価・点検・公表の実施に当たっての留意事項</p> <p>○自己評価の重要性</p> <p>○自己評価ガイドラインの作成</p> <p>○必要に応じて保育の学識経験者、保育関係者等の意見を聞くこと</p> <p>○児童福祉施設最低基準第36条「保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者との密接な連携をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない」</p>

第7章「職員の資質向上」に関するメモ

担当：増田 まゆみ

◎ 全体の方向性

- 今まで積み重ねられた「総則」はじめ、各章でのすでに検討されてきた内容をふまえ、第7章について提案することとする。
- 告示の性格、解説の性格に分けて、全体を構成する方向で案を作成した。

◎ 「職員の資質向上」骨子

○ワーキングでの基本姿勢・考え方

保育所が、それぞれの施設の保育理念・保育目標等に基づき、保育所としての多様な機能を、組織体として果たすことが求められる今日、施設長の役割の大きさは言うまでもないことである。施設長のリーダーシップのもと、職員一人ひとりが、組織体を構成する一員として、人間性、専門性を高め、組織としての力量を高めていくことが必須である。

このことを実現するために、施設長が主任保育士等との協力のもとに、園全体の研修システムを構築し、職員全員が研修の意義や必要性について共通理解し、所内研修、派遣研修に主体的に参画できる環境を施設長の責務として示す。

特に、所内研修について、外部との連携等その充実が求められる。

ワーキングでの検討を受けて、全体の構成、各項目の内容について改めて検討、調整し、
○事務局案

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 施設長の責務 2 職員の研修 |
|-----------------------------------------------------------------------------|

という2部構成とした。

参考 ワーキングでの検討

検討の視点

- 施設長の役割をどこまで明記するか
- 職員の研修の必要性・意義と具体的取り組みをどこまで明記するか
- 現行保育指針総則「保育の方法」の前文の記載内容、第13章との関連

総則

人間性と専門性 倫理観に裏付けられた知性と技術、豊かな感性と愛情

第13章

知識、技術並びに人間性、保育の知識、技術及び施設運営の質
所内研修・派遣研修

↓

前文

保育及び子育て支援の質の向上を施設長の責任のもとに保育士など職員の資質の向上が必要である。

1 施設長の役割

○職員の資質向上に対する責務の明確化

2 職員の研修、自己研鑽

○所内外の研修の体系化、計画の作成、自己研鑽の取り組み

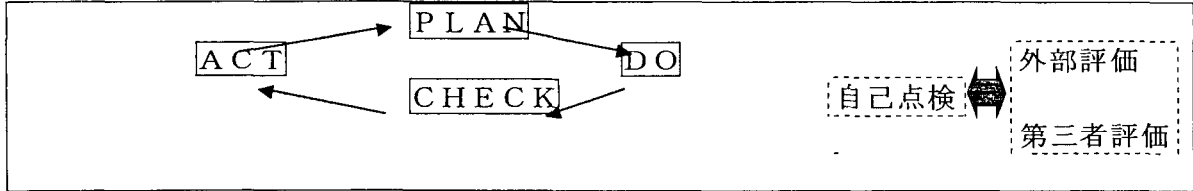
○一人ひとりのライフサイクルに応じた所内外の研修

○自己評価を踏まえ課題をもって参画

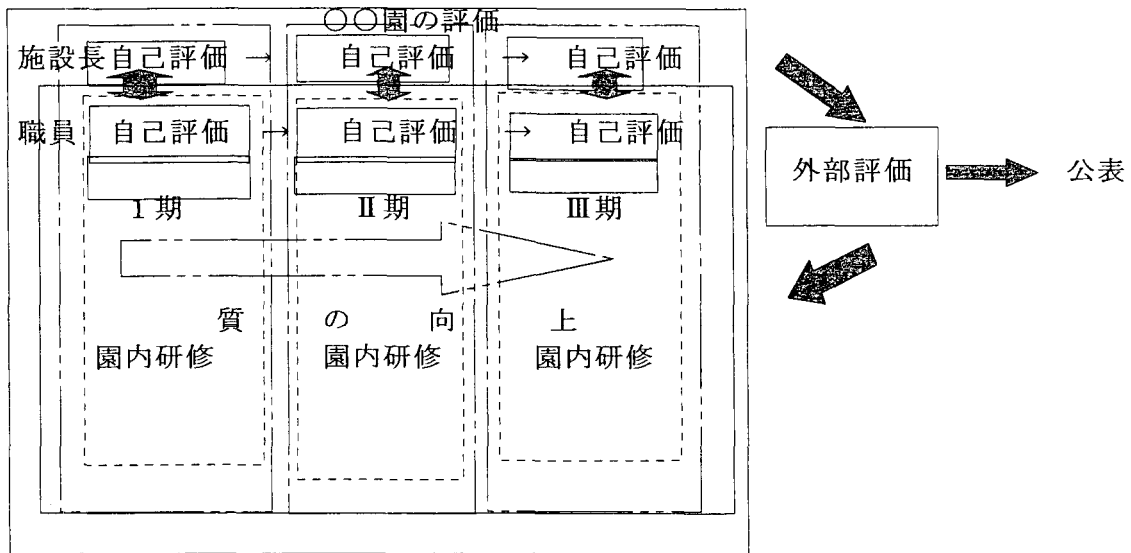
評価について検討する上での参考資料

◎「就学前の保育・教育を一体とした総合施設のサービスの質に関する研究」報告書より

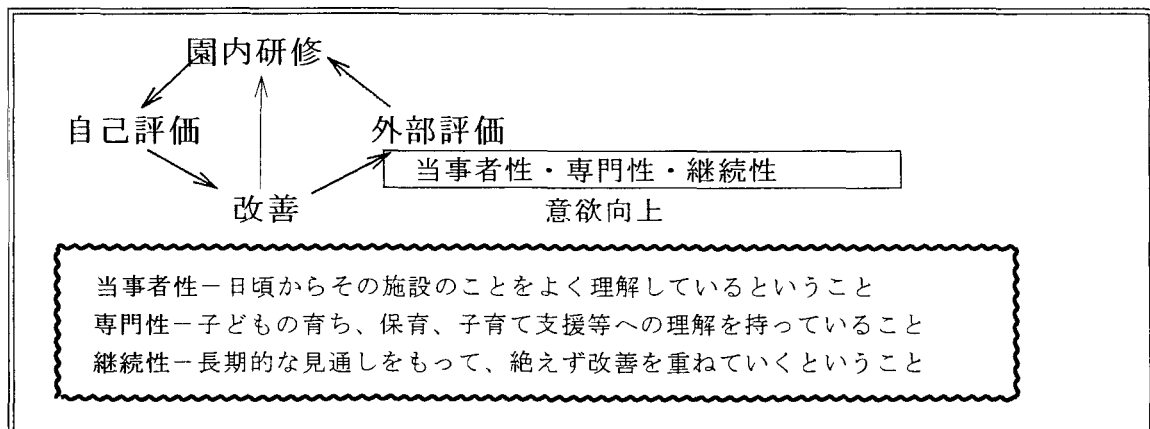
保育の質の向上・組織力の強化のためのPDCAサイクル



評価システム 自己評価を基盤にした外部評価



園内研修と外部評価



	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第7章 職員の資質向上</p> <p>1. 施設長の責務</p> <p>2. 職員の研修</p>	<p>第1章（総則）から第6章（保護者に対する支援）までに示された事項が保育所において行われるためには、職員一人一人の質の高い保育実践とともに、保育所の職員集団の資質の向上と人材育成が求められる。</p> <p>○保育所の機能及び質の向上のために、施設長は、職員及び職員集団全体の資質の向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。</p> <p>○施設長は、職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修の体系的かつ計画的な実施、職員研修に対する支援並びに資質向上のための援助や助言に努めなければならない。</p> <p>○上記の職員及び保育所の課題の設定については、第4章（保育の計画及び評価）における保育所の点検及び評価の結果を参考にすること。</p> <p>○子どもの保育及び保護者に対する保育指導が適切に行われるように、施設長及び職員一人一人は、自己評価などによって自らの課題を自覚し、これに即して、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>○施設長及び職員一人一人は、その倫理観や人間性を高め、絶えず自己研鑽に努めなければならない。</p> <p>○評価及び点検などを踏まえ、保育所の課題について職員が共通理解を深め、協働して改善に努めるとともに、所内研修などを通して学び合う土壌を醸成していくことが必要である。</p>	<p>○保育所の機能及び質の向上と施設長の自覚とリーダーシップ</p> <p>○主任保育士等の協力による保育所の研修システムづくり</p> <p>○職員全員の研修の意義及び必要性の共通理解</p> <p>○職員一人一人のライフサイクルに応じた研修機会の確保</p> <p>○外部の資源の活用（専門家、専門機関等との連携、保育補助者の確保等）</p> <p>○職員体制、研修時間の確保のための創意工夫</p> <p>○施設長、保育者として求められる資質の内容</p> <p>○体系的な研修内容（施設長、保育士等）やその意義</p> <p>○職員の共通理解に基づく連携・チームワークの重要性</p> <p>○人材育成の視点</p> <p>○<u>児童福祉施設最低基準第7条の2</u></p> <p>「児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>②児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」</p>

前回（第 10 回）の検討会における主な意見

○－委員 ●－事務局

〔網野委員より第 6 章「保護者への支援」についての説明〕

- 現行指針第 13 章は保育指針にて新設され、初めて保育所における地域子育て支援や保護者への支援について言及された。これは現在においても、なお重要な意味を持っているものが含まれており、エッセンスの重要なところは継続して盛り込んでいく。
- 「保護者に対する支援」に関してはすべてが義務化されているものではないので、これを告示でどこまで示すかということについて議論が必要。その上で、告示、解説、それぞれの部分で示す事柄を確認していく。
- 保護者への支援を誰が行うか。「保育所」が行う、「保育士」が行う、その他の専門職などの職員も含めた「保育士等」で行う。この三層がある中、誰が何を行うか、誰が行うとした方がよい内容なのか等を明確にしておく必要がある。
- 最も新しい保育に関する法改正、「児童福祉法」第 18 条の 4 において、保育士の役割として、「(児童の保育及び)児童の保護者に対する保育に関する指導を行うこと」が加えられたことの意義、また、同第 48 条の 3において、努力義務ではあるが、保育所における地域子育て支援の役割が明確にされたことの意義を十分に踏まえる必要がある。さらに「児童福祉施設最低基準」の第 36 条において示されている内容も重要である。
- 告示の各文章の語尾、「……すること」(義務－最も強い)、「……努めること」(努力義務)、「……望ましいこと」といった表現の違いが出てくる。どこの保育所もやった方がよいというものと、あるいは望ましいものとの整理も必要。
- 保育士の専門性と子育て支援、さらには支援とは何か、援助とは何か、相談・助言とは何か、保育指導とは何か。これらを解説の中で明示する必要が出てくる。また、子どもの権利擁護などについての記述も解説の中で丁寧に触れておく必要がある。
- それぞれの保育所の特徴や、その抱えている地域の状況・背景などを十分に考慮して子育て支援を実施することの必要性を示す必要がある。例示する内容すべてを行わなければならないということではなく、しかし、すべての保育所が行うことが望ましいということについては議論を重ねて、その趣旨で記述をしてはどうか。

〔第 6 章「保護者への支援」について〕

- (保護者の)「ニーズ」という言葉を使うよりも、例えば「一人一人の願いや必要性に沿って」などの日本語にした方がよいのではないか。
- 保育士の倫理綱領ではあえて、ニーズという言葉を使っている。それは子どもの意向や思い、要求、欲求等を福祉専門職として踏まえるという意味も含めてである。
- 「ニーズ」という言葉は「意向」「思い」などの意識レベルのものだけでなく、状況、あるいは、必要性、行動などを指す場合もある。
- 「ニーズ」ということについて、保護者の置かれている状況は保護者の思いなどとは別の要素もある。そこに対するアプローチも必要。「潜在的なニーズ」なども含め、実は

他の形で援助を求めているということを察知する保育士の専門性が必要。これは虐待のケースの場合でもよくあるである。

- 子どもの意向・福祉を実現するために、親を支えていくことはどういうことなのか、親のニーズに応えるとはどういうことなのか、親のニーズという言葉の中で保護者の過剰な要求が現場を疲弊させてしまうのは本来ではないだろう。
- 「個人情報の保護等に留意すること」について、支援の基本として、特に倫理の観点から最初に位置付けたが、表現の仕方、示す順序などについて検討してもよい。
- 現場においては、「個人情報保護」ということへの過剰反応があり、例えば保育者同士で子どもについて話をする事さえも、ロックしてしまうということがある。
- 「個人情報の保護等に留意する」を、ここに出すことがよいのか。あるいは、第7章の職員の資質向上で触れるのか、確認する必要がある。
- 当然第7章にも「個人情報保護」等の課題は含まれると思うが、第1章のたたき台案の「4.保育所の社会的責任」のところにも盛り込まれており一番の原則である。
- 個人情報の問題について、「児童福祉法」第18条の22に、「保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても、同様とする」とあり、どこかにきちんと書いておかななくてはいけない。
- 今までの議論で事業者の責務と職員の責務が混ざっている気がするので、そこは整理した方がよいのではないかと。個人情報の保護は事業者の責務で、守秘義務は個人の義務であり、個人に関するものは第7章に入れてもよいが、事業者とは保育所であり、それは第1章と、整理した方がよい。
- 保護者同士の関係づくりという支援の視点をぜひ新たに入れていただきたい。また、解説書には、さまざまな支援メニューを例示するとよい。
- お互いの子どもが遊びやけんかなどでかかわり合って育つことを、保護者が理解できるように保育士がその専門性をもって働きかけるということも重要である。
- 保護者との関係は、保育園でも大変重要視しているところである。今、保護者が求めているのは、例えば子育てのヒントやコツであり、実際に見せたり伝えたり具体的に示したりすることが保育園ならではの子育て支援だと思う。また、親の役割をある程度はつきりさせた方が、それに対する補完や援助が保育園でやりやすいのではないだろうか。
- まず、「①子どもの意向や思いを尊重し子どもの福祉を重視すること」とあるように、現場では子どもの幸せのために、親への支援があるという視点を忘れてはいけない。
- 保育所における保護者はみんな子育てに何か問題がある家庭のような、何かしてあげないと普通の家庭にならないようなニュアンスを感じる。むしろ、親子が日常的に触れ合い、保護者が子育ての喜びと自信を得て、子どもが家庭でともに過ごす幸せを感じるなど、もっと当たり前の家庭の姿を打ち出すことが大切ではないか。
- 保育園の保育士が保護者を指導する、助言するというと、どうしても保育士と保護者の関係で保護者がいろいろ援助してもらい、サービスを受けるというスタンスが強いように思われる。保育所と保護者のパートナーシップ…、保護者の力をもっと保育園で利用するなどの視点はないのだろうか。
- 参考資料としてお配りした重点戦略検討会議においても、保護者のいわゆる保育所への運営への参画や、意見を聴取するという視点が盛り込まれている。もちろん、この子育て

て支援のところで取り組みをどうするかという問題と、保育の計画や評価に関連する問題としてどう考えるかという視点もあり、その辺も合わせて議論いただきたい。

- 全体的な文章から受け止める雰囲気から、ごく一般的な状況の家庭支援、保護者支援が少し感じ取りにくい。子育ての喜びが感じ取れるようにといった共通認識、子育て支援の基本的な姿勢が感じ取れるような記述の検討をお願いしたい。
- 保護者が主語になる文章を織り込んでいかないと、何か問題のある保護者を常に指導しているというような雰囲気から逃れられないのではないか。保護者の主体性をベースに保護者像を描いた文章も必要なのではないか。
- この章は「援助をする」ということが主眼であり、パートナーシップ・参加の問題は、ここではないのではないか。しかし、ここで原則論のような形で1項入れておいて、2番から後を「支援」という形にしていくことも考えられる。
- 「保育所の役割・機能」のほとんどを保育士が担ってしまっているようで、施設長の役割が見えてこない。それでは本来の保育所の機能が構造的にならないのではないか。
- 保護者が保育所を理解するためにも、保育所は保護者に対し保育内容や子どもの様子をもっと丁寧に説明し、保護者と子育てを共有できるようにすることが必要である。
- 解説の中で踏まえておいた方がよいと思われることとして、「児童福祉法」の上位の法律である「社会福祉法」の中にも、事業者の責務といったことが書かれおり、これに目配りしておいた方がよい。また、苦情解決の仕組みについて触れておくことも大切。
- 昨今では、心理職等の専門職が、現実に保育現場に入っている所が増えてきており、専門職集団が共同して援助体制をつくり、保護者への支援を行うということが、既に現実には始まっていることも解説に盛り込むべきである。
- 「一人一人」という言葉について、子どもに対してだけでなく保護者に対しても同様であり、保護者というものをマスとしてとらえてはならないだろう。
- 保育所が、保護者との関係を結ぶことからさらに、保護者以外の地域にも関わりをもっていくことが必要である。子どもの育ちを地域で支えるための支援も求められる。また、保育所が地域の子育て支援資源や人材の支援も行うということも、やっていただけるとよいのではないか。特に、認可外保育所や家庭的保育(保育ママ)への支援のようなことも視野に入れた地域の支援も考えられるのではないか。
- 子育て家庭のネットワークなどについて、わかりやすく提示したらどうか。あるいは「地域の子育ての拠点として機能」の一つとして入れてもよいのではないか。
- 「地域における子育て支援」の記述内容は、従来の指針より文言でいうと後退しているという誤解が生じることも考えられるが、意図的なことがあってのことなのか。
- 告示となると、最低基準の取り扱いになり、規範力や拘束力が出てくる。それとともに、資料にもあるように、保育所が地域の様々な子育て支援の取組や資源などと連携しながら併せて、全体として伸ばしていこうという趣旨である。どちらかというと、これまで保育所中心に展開されていた子育て支援を「次世代育成支援対策推進法」以降、地域社会全体で子育てを考えていくという視点において、保育所だけでなく、その辺との連携・ネットワークを図っていくということが強められる。
- 以前の「保育所保育指針」改定当時は、子育て支援のため在宅サービスが法定化されていなかったという事情があり、保育所が地域に密着した社会資源としてそれを担わざる

- を得なかった。「児童福祉法」改正で、在宅サービスについては平成15年から法定化され在宅サービス事業者がそれを担っていくという形になり、整理していく必要がある。
- 一時保育は確かにどの園でもとても重要なことだが、実際に一時保育を実施していく上では課題も多く、厳しい状況もあるのではないかな。
 - 地域の子育て支援に取り組むことが、保育所の保育士自身の資質の向上になっていくような意味合いを、入れていただきたい。
 - 解説書の方で「地域の保育資源」の中にベビーシッターだけでなく、ファミリーサポートセンターも必要。
 - 子育て支援に関する様々な取組、実施体制や事例等を提示してほしい。
 - 具体的な資料として出せば出すほど、やはりそういう特別なことをしなければいけないのではないかと思われるのは本筋ではないような気がする。何か特別な事業をいろいろな所でやってくださいということ伝えるのが目的ではないのではないかな。
 - 保育所が次世代育成の観点から職場体験として多くの小、中学生、高校生等を受け入れていること、例えば今、高校からは「職場体験受入指定園」というシールまで届いている、そうしたことをどこに盛り込んでいくのか。
 - 文部科学省の方では地域交流しながら子育ての意味を伝えていくということで、地域との連携の中に入っている。
 - 様々な事柄に保育所が取り組む上で、保育の環境そのものの整備が付いて回るということ、保育の環境整備の課題があるだろう。
 - 親が子育てをすること、保育園がそれをどうサポートしていくのか。あるいは親と一緒に保育をしていくこと、それから親も理解や知識を深め、一緒に生活しながら親として育つ。そのようなことが支援の基本になるだろう。「保育指導」という言葉は行政上、法律上使われているが、「保育指導」にしろ「相談」にしろ「助言」にしろ、そこにある一番大事なものは何なのかということ踏まえ、さらに検討していきたい。
 - やはり親は一くくりではない。援助が必要な親もいるし、普通に一緒に楽しむだけでよい人、ちょっとしたヒントが必要な人、虐待等の援助が必要な人など様々であり、それぞれにそれぞれの対応がある。

【高野委員より第5章「健康と安全」についての説明】

- 基本的な理念は、子どもの命を守るということ、そして健やかに育てるということが、保育の一番の基本的な目的であり、それを受けて、様々な保育活動、保健活動が展開されていくということを土台として、第5章の骨子を考えた。
- 子どもの健康状態、発育・発達状態をしっかりと踏まえ、それによって、一人一人の子どもの健康増進を図るということ。一人一人の子どもの健康増進が図られるということは、保育所の子ども全体の健康増進につながっていくことでもある。
- 子どもは未熟故に疾病異常や事故が発生しやすい。その上で、家庭との連携、地域との連携、そして看護職や栄養士など保健関係の専門職の必要性も踏まえて考えている。
- 今回の告示の中においては、子どもの健康と安全に関わる理念や基本方針や基本路線を示すということと、他章との関わりを踏まえることが重要だろう。
- 今回の指針の中に新たに盛り込まれる「食育」について、第3章の保育の内容との関連

を踏まえながら、保育所における食育の推進を図っていくことが求められる。

- 案として、1番目の「子どもの健康支援」、2番目の「環境・衛生及び安全管理」、3番目の「食育の推進」のあとに、4番目として、健康安全、食育を行っていくための体制とはどうあるべきなのかということが加えられた。
- 「健康増進」の箇所に「健康診断」なども含まれるが、「児童福祉施設最低基準」による年に2回の健康診断の回数について、せめて2歳ぐらまでの子どもの健康診断の回数を増やすなど、これを機会に検討することができないだろうか。
- 保育所において感染症の予防は重要な事柄である。感染症の予防と発症に対しては、地域や保護者との連携が必要であり、具体的な対応を示していくべきであろう。
- 2番目の「環境・衛生管理及び安全管理」の中では、環境、衛生管理の問題、事故防止の問題、災害時の対応等があるが、指針の中においては「児童福祉施設最低基準」をベースにした内容になると見ていただいてもよいのではないかと。
- 保育士だけでなく、医師、看護職、栄養士などの専門職、また地域の様々な専門機関との関係の中で、健康の問題や食育の問題に取り組んでいく。そこでは施設長の役割なども踏まえて体制を整えていくことが重要である。

【第5章「健康と安全」について】

- 特にこの章では、「児童福祉施設最低基準」では規定されていない専門的職員との関係が非常に大事なところである。「専門性を生かして」の保育が求められる。
- 「～を行うことが望ましいこと」と、「～対応に当たること」など、努力義務と義務との整理を確認することが必要。
- 事務局としても、語尾で書き分けをして、その段階・程度を表すという形にさせていただいている。具体的にそれぞれをどう解釈するかについては、また全体を通して見て、さらに精査しないといけないだろうと考えている。
- 「保護者に連絡し協力を求めること」ということを、単にお迎えに来なさいというニュアンスだけではなく、保護者に対して発生状況を伝えたり、看護の注意点や方法、情報をなど伝えてあげることが大切だろう。
- 「直ちに嘱託医、市町村、保健所等に連絡し」とあるが、今のところ、そのようなことをしている病気は本当に限られた重篤な伝染病などの場合だけだろう。感染症の中には、例えば水ぼうそうや手足口病やいろいろなものがあり、これは学校伝染病だったら全部した方がよいかどうかは、現状と合わないような気がする。
- 子どもは、特に乳児期のときには病気やけがをしやすいという特性がまずあり、それに対してどのように健康と安全を守っていくのかということがあった方がよい。保護者に対し0歳児の入園のときなどには、病気はこれからはまずということを覚悟してもらい、けがもしますよということを伝えておくことも現場では必要である。
- 第2章の「子どもの発達」の中でもう少し、きちんと子どもの発達について埋め込んでいけばよいのではないかと。
- 「嘱託医や子どものかかりつけの医師などと相談しながら」とあるが、これは子どもが小さければ小さいほど嘱託医とかかりつけの医師の判断がかなり違うことがあり、そのときはどのようにしたらよいのか。

- 病気の種類やいろいろなことによって位置付けが違って来るであろう。
- かかりつけ医が専門医であって、嘱託医が子どもとは異なった領域の医師であることも、地域によってはある。その辺は園長先生が適切に判断して、場合によっては第三の小児科の先生にジャッジメントをお願いするなどの現実もある。
- 「嘱託医と相談するなど」になっているが、「嘱託医などに相談する」とした方がよいのか。この辺りの整理が必要かと思われる。
- 「虐待と不適切な養育」というものが、どのように区別されるのか。また、健康支援ということで述べられている中で、虐待や不適切な養育に飛ぶまでの、もう少し日常的なものをここに出さなくてよいのか。身体観察、体を見るということは、虐待や不適切な養育を早期に発見することだけではないのではないのか。
- 子どもの身体を観察することと虐待の早期発見について、このままの書き様では誤解があるように思う。
- 虐待等についての記述は現行の指針をそのまま受けてきたという経緯がある。
- 現行の「保育所保育指針」にあるアトピー性皮膚炎と乳幼児突然死症候群は、この告示の中から抜けるのか、または、解説の中には入るのか。
- 一つ一つの病気を示していくのは解説の中でしっかりとおさえていく。告示においては基本を示していくということになるだろう。
- 第3章「保育の内容」の「乳児保育に関わる配慮事項」のところに盛り込まれるものもある。第3章の解説の部分には、SIDSについてなど盛り込まれることになるだろう。
- 医師や看護師ではない保育士が「疾病等を認められる」のかどうか。断定的に言うのではなく、例えば「疑い」などという言葉を入れたらよい。
- 保育士は、発熱、嘔吐(おうと)、下痢、けいれん、呼吸困難、チアノーゼ等、そういう症状を把握することはできる。その把握したものについてその後の診断的なことはできない。あくまで症状から類推して助言をする範囲で指示までは無理だろう。
- 参考資料にあったように、実際の看護師の配置率が全国平均で常勤職が18%ぐらい、非常勤を含めて30%ぐらいであり、8割から7割の保育園においては看護師がいない中で、いつ症状が急変するかわからない乳幼児を受け止めている。そのような中で、子どもの症状の観察等をする保育士の役割は重要である。しかし、用語的に「判断」という言葉になると、医学的な診断に近いことになるので、用語については慎重に精査する必要があると思う。
- 「疾病等への対応」で、感染症を厳格に見て発生を把握した段階で直ちに連絡するとなれば、多分嘱託医と市町村と保健所には常時電話が鳴りっ放しになると思う。告示で義務付けること自体は一つの方法だが、現実的な対応がつかれるかどうか。
- 保健管理上の体制や環境が整っていない中で、告示として厳格な縛りを設けることはし難い。けれども解説書の方には、かなり踏み込んだことを書かざるを得ない。
- 保育所でのけがというのは保護者とのトラブルの最大の項目だろう。事故やけがの発生の場合には、前後の状況を踏まえて保護者への連絡説明を十分に行って、保護者との信頼関係を重視した対応をするということを記してほしい。
- 1の「子どもの健康支援」を「子どもの健康と安全の支援」にして、病気が発生したときの対応だけでなく、事故が発生したときにも含む整理があり得るのか

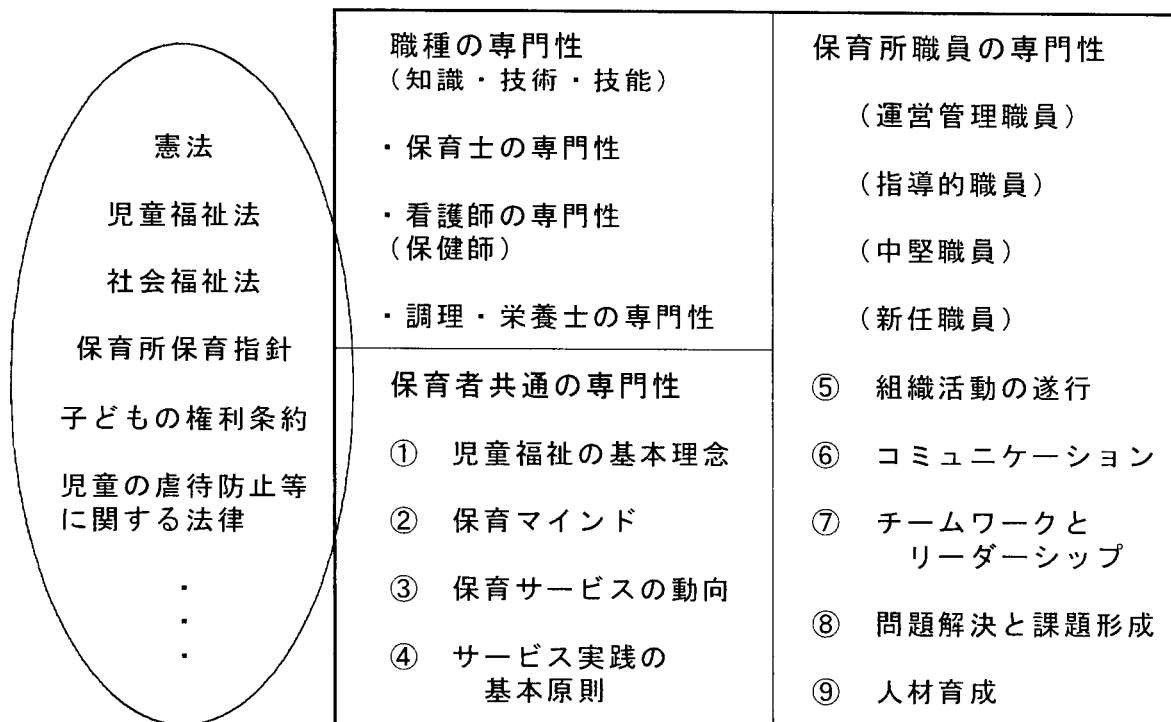
という気がする。

- 病気とけがの両方を入れて文章化していたつもりなので、再検討したい。
- 「子どもの食事などの衛生管理に注意すること」とあるが、O157の一件以来、いわゆる自然物を育てても保育園では生で食べられないという状況がある。これぐらいの表現だと、「子どもの食事」は主に給食のことを意味しているのとらえて、少しは食べられるようになるのか。
- 動物の飼育もそうだが、食育実践の調理体験などについて、当然ながらO157のような対応が必要であり、それを含めて、全職種の中で共通の理解をもって進めることが必要。告示にもセーブした保育だけを行わないという趣旨を入れていく必要があると思う。
- 看護師や栄養士その他の専門職の役割について、第6章でも若干触れておいた方がよいのではないか。
- 食育の取組について、幼稚園と保育所が共通理解を図り、衛生管理に気を付けながらも食体験も大事にすると併記するとよいのではないか。
- 参考資料3「保育所における食育に関する指針」の概要版であり、その中には、植物を育てながら食べ物を作り出すという体験の場を充実させていくことも含まれている。当然ながら集団保育の場においては、O157等の食中毒の予防や対応も担保しなければならない。その両方を視野に置きながら大人の配慮をしていくことが重要である。解説には、そういった趣旨も含めて配慮事項を書き込む必要がある。
- 食中毒の問題は、基本的に視点が違ってくると思う。食の安全の意味をそこでどう踏まえていくのかも、また一つの食育になってくるという気がする。
- 食育とは作ることや衛生管理もさることながら、食べる楽しさが非常に重要だろう。その楽しさを共有できる場面といったものを、しっかりと書いていただくことがよい。
- 食育や健康の問題を保育計画、指導計画に位置付けるということについての記述の整合性を確認してほしい。「保育内容」における5領域の「健康」との整合性も必要。
- 「食事基本法」に基づいた食育推進基本計画の中にも、保育所の場合であれば保育計画に位置付いたとか、連動したという表現がされている。
- 保護者の相談の中でも、午睡と食べ物の好き嫌いの問題は多い部類に入る。解説なりに子どもの食事や好き嫌いの考え方を書いていただけないかと思う。
- 食文化ということについて、重要ではあるが、「文化」という概念を保育指針に登場させるのは、たいへん難しいのではないか。
- 文化はこうあるべきだというのではなく、外国人もいるということで、それぞれの持っている文化を大事にするということや文化を意識するということは入れてほしいという気がする。
- 子どもの日常を支える保育士の姿が弱いのではないだろうか。保育士以外の「専門職員」「専門的職員」などの位置付けが不明瞭である。指針全体の中で見直しが必要だろう。
- 給食の食材について、その安全性を踏まえ、保護者に情報提供していくことについても考えていただきたい。
- 先ほど検討した第6章は「1.保育所における保護者に対する支援の基本」で、第5章でいえば「健康・安全及び食育の実施体制等」に含まれている内容が重なっている。第5章と第6章では示し方が違っているが、これでよいか検討していただきたい。

現 行	改 定 案	改 定 案
<p>(局長通知) 第1章 総則 前文 1 保育の原理 (1) 保育の目標 (2) 保育の方法 (3) 保育の環境 2 保育の内容構成の基本方針 (1) ねらい及び内容 (2) 保育の計画</p> <p>第2章 子どもの発達 1 子どもと大人との関係 2 子ども自身の発達 3 子どもの生活と発達の援助</p> <p>第3章～第10章 発達過程区分ごとの保育の内容 (区分 6ヶ月未満児、6ヶ月から1歳3ヶ月 未満児、1歳3ヶ月から2歳未満児、 2、3、4、5、6歳児の8区分)</p> <p>1 発達の主な特徴 2 保育士の姿勢と関わりの視点 3 ねらい 4 内容 5 配慮事項</p>	<p>(告示) 第1章 総則 1 趣旨 2 保育所の役割及び機能 3 保育の原理 (1) 保育の目標 (2) 保育の方法 (3) 保育の環境 4 保育所の社会的責任</p> <p>第2章 子どもの発達 1 乳幼児期の発達の特性 2 発達過程</p> <p>第3章 保育の内容 1 保育のねらい及び内容 (1) 養護に関わるねらい及び内容 (2) 教育に関わるねらい及び内容 2 保育実施上の配慮事項 (1) 保育に関わる配慮事項 (2) 乳児保育に関わる配慮事項 (3) 3歳未満児に関わる配慮事項 (4) 3歳以上児に関わる配慮事項</p>	<p>第1章 1 「総則」 児童福祉施設最低基準第35条に基づき、保育所における保育の内容、及び保育に関する運営に関する事項を定める 2 「保育所の役割及び機能」 児童福祉法第39条・同第18条の4 ・入所する子どもの最善の利益の考慮 ・家庭との緊密な協力・連携 ・環境を通して、養護と教育を一体的に行う ・地域との連携・子育て支援機能 * 「養護」－生命の保持と情緒の安定 * 「教育」－発達過程に応じた心身の発達援助 * 「子育て支援」－親や地域の子育て力の向上 等 3 「保育の原理」 ・目標 ～ 生活と発達の保障（養護と教育） ・方法 ～ 「遊びを通して」「総合的に」人権への配慮 ・環境 ～ 人的・物的・空間的な環境（相互関係） 4 「保育所の社会的責任」 ・保護者や地域への説明責任 ・個人情報保護・苦情解決</p> <p>第2章 1 「乳幼児の発達の特性」・発達の連続性・生活や遊びの連続性 2 「発達過程」・8区分の明示</p> <p>第3章 1 「保育のねらい及び内容」 ・ねらい ～ 保育の目標を具体化したもの (養護) 生命の保持に関わるもの・情緒の安定に関わるもの (教育) 子どもが就学前までに経験し、身に付けることが望まれる心情、意欲、態度 ・内 容 ～ ねらいを達成するためのもの (養護) 保育士が適切に行うべき基礎的事項 (教育) 健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域 相互に関連を持ちながら遊びを通して総合的に展開される 2 「留意事項」 すべての子どもに共通する留意事項・乳児・3歳未満児・3歳以上児それぞれの配慮事項</p>

現 行	改 定 案
<p>第 1 1 章 保育の計画作成上の留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育計画と指導計画 2 長期的指導計画と短期的指導計画の作成 3 3歳未満児の指導計画 4 3歳以上児の指導計画 5 異年齢の編成による保育 6 職員の協力体制 7 家庭や地域社会との連携 8 小学校との関係 9 障害のある子どもの保育 <p>第 1 2 章 健康・安全に関する留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日常の保育における保健活動 2 健康診断 3 予防接種 4 疾病異常等に関する対応 5 保育の環境保健 6 事故防止・安全指導 7 虐待などへの対応 8 乳児保育についての配慮 9 家庭、地域との連携 <p>第 1 3 章 保育所における子育て支援及び職員の研修など</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入所児童の多様な保育ニーズへの対応 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害のある子どもの保育 (2) 延長保育、夜間保育など (3) 特別な配慮を必要とする子どもと保護者への対応 2 地域における子育て支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一時保育 (2) 地域活動事業 (3) 乳幼児の保育に関する相談・助言 3 職員の研修等 	<p>第 4 章 保育の計画及び評価</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育の計画 2 保育の評価等 <p>第 5 章 健康及び安全</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの健康支援 2 環境及び衛生管理並びにび安全管理 3 食育の推進 4 健康及び安全の実施体制等 <p>第 6 章 保護者に対する支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育所における保護者に対する支援の基本 2 保育所に入所する子どもの保護者に対する支援 3 地域における子育て支援 <p>第 7 章 職員の資質向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設長の責務 2 職員の研修 <p>第 4 章</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (1) 保育の計画の作成 ・ 保育の目標が達成されるように (2) 指導計画の作成 ・ 指導計画の展開 (3) 指導計画作成上の留意事項 発達過程に応じた保育、長時間保育、障害児保育 異年齢保育、虐待等の対応、小学校との連携 家庭や地域との連携、協働 2 ・ 児童福祉施設最低基準第 3 6 条 ・ 自己点検・評価の重要性 (P D C A ・ 記録の取扱) <p>第 5 章</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握 (2) 健康増進 ・ 保健計画・健康診断 (3) 疾病等への対応 ・ 感染症の予防、対応 2 (1) 環境及び衛生管理・室内外の適切な環境と衛生管理 (2) 事故防止及び安全管理 ・ 災害時の対策等 3 食育の推進「食を営む力」の育成 4 健康及び安全の実施体制等 ・ 専門的職員や職員間の連携等・計画的に実施 <p>第 6 章</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ・ 子どもの福祉を重視 ・ 保育所の特性を生かしての支援 ・ 保護者への保育指導、保護者との連携、協働 ・ 関係機関との連携や地域の様々な人材、資源などの活用 2 ・ 保護者との相互理解・様々な機会をとらえての支援 ・ 個別の援助・虐待等への対応 3 児童福祉法 4 8 条の 3 ・ 育児相談、交流の場や子育て情報などの提供 ・ 一時保育 <p>第 7 章</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ・ 職員の資質向上のための環境の確保 ・ 職員の研修の体系的、計画的実施 ・ 評価を踏まえた課題の設定 2 ・ 施設外の研修・自己研鑽の取組 ・ 職員集団の協働、課題への取組と改善

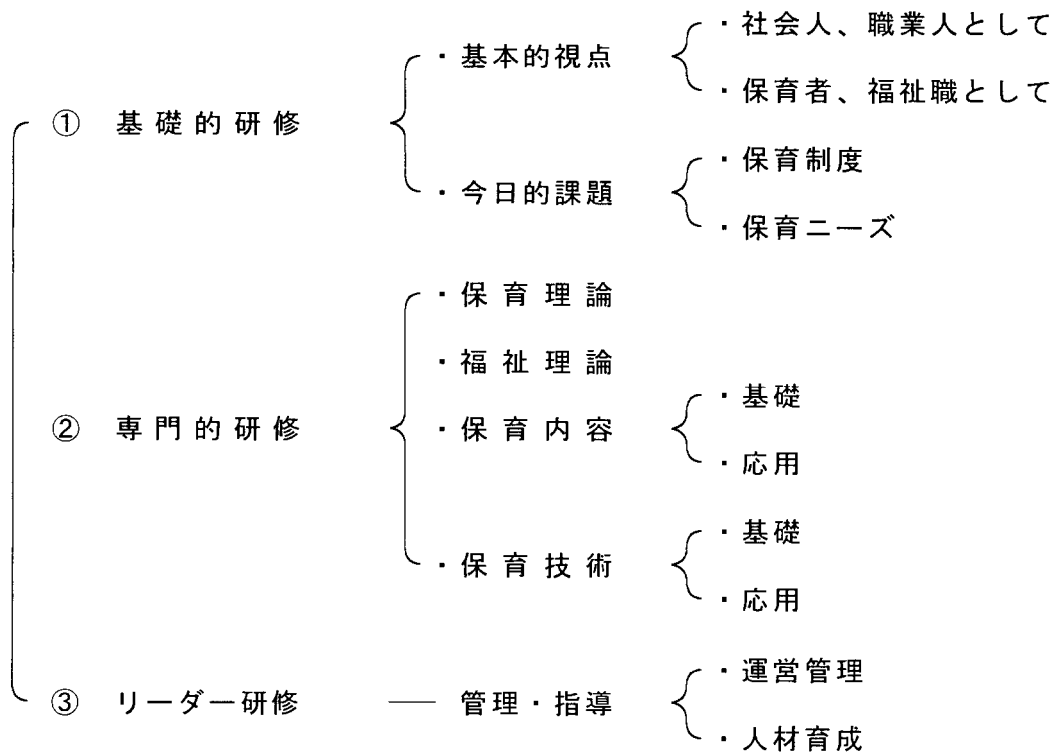
1 保育所職員に求められる資質・能力



専門性

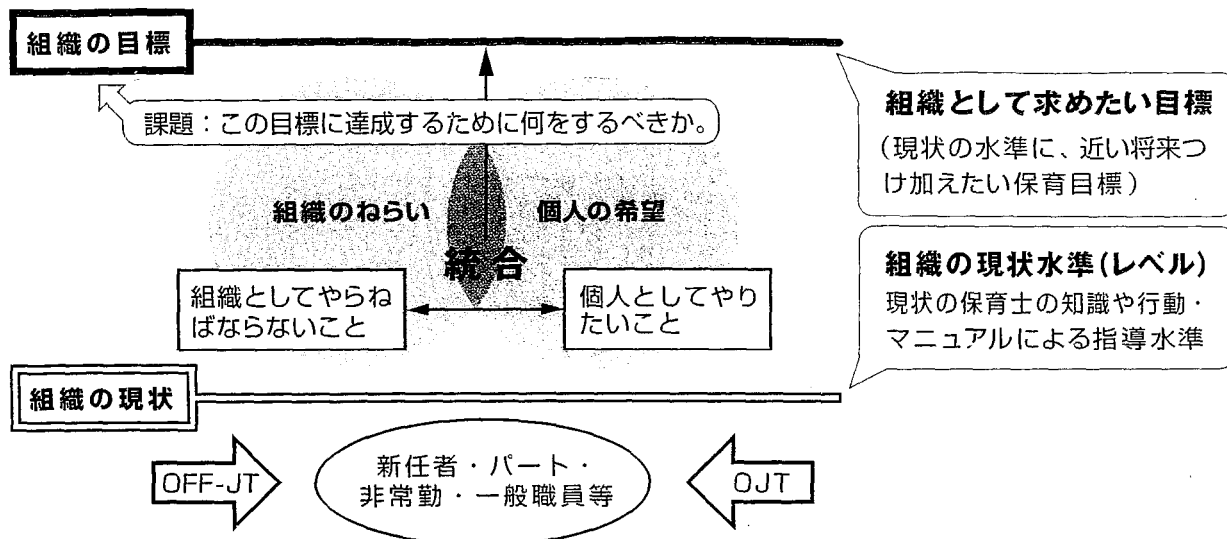
組織性

2 保育所研修の枠組み



※出典：保育者の研修体系（横浜市保育運営課）

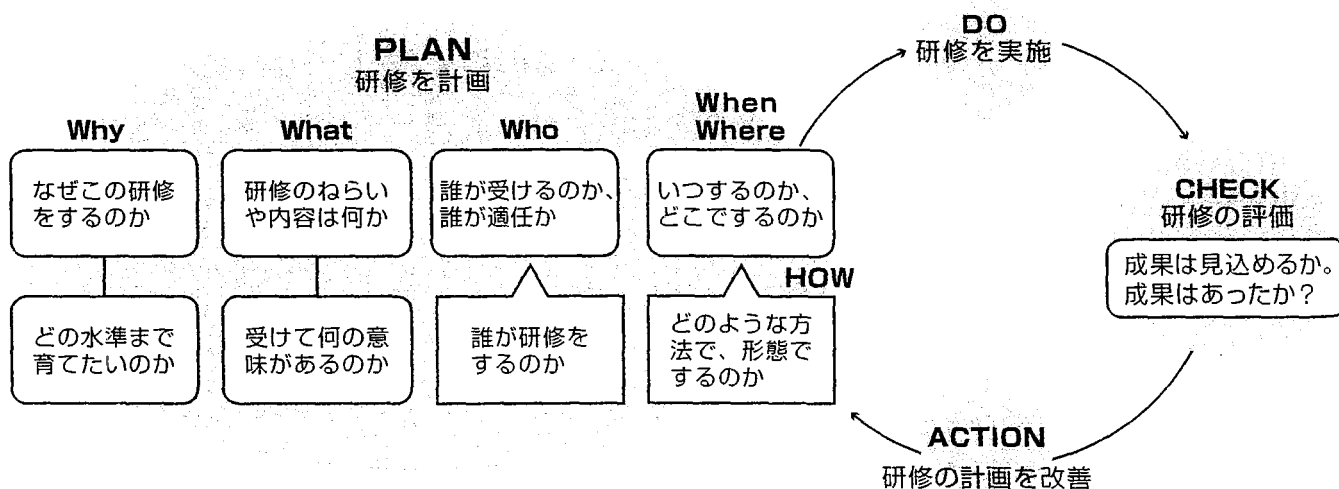
組織の教育と研修の基本姿勢



「組織としてやるべきこと」と「職員のやりたいこと」との調整は、本来は園長から強いられるものではなく、職員がその必要性を自らの意志と意欲で、その二つを統合していくことが理想でしょう。そのためにも、園長は組織の現状

と課題を提示して共同歩調をとらせる工夫がいるでしょう。「してほしいこと」だけを求める姿勢では、本人のやる気と意欲を維持していくことは難しいものです。

研修を受けることが目的化しないように<PDCAと5W1H>



実習生受入れについての意義とマニュアル例

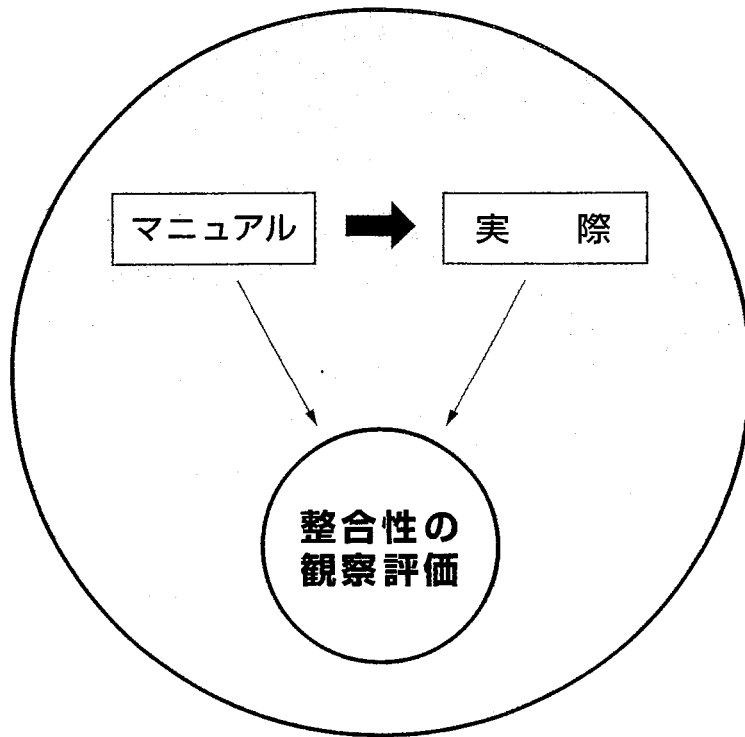
第1段階 (礼儀などの躰・行動の習慣作り)

- 1・声が出るように
- 2・表情や、笑顔がでるように
- 3・立ったときの姿勢が評価できるように
- 4・整理整頓ができるように
- 5・履き物をそろえる、椅子を入れることができるように
- 6・返事、挨拶、感謝、祝福、謝罪が言えるように
- 7・受身でなく能動的な言動になるように

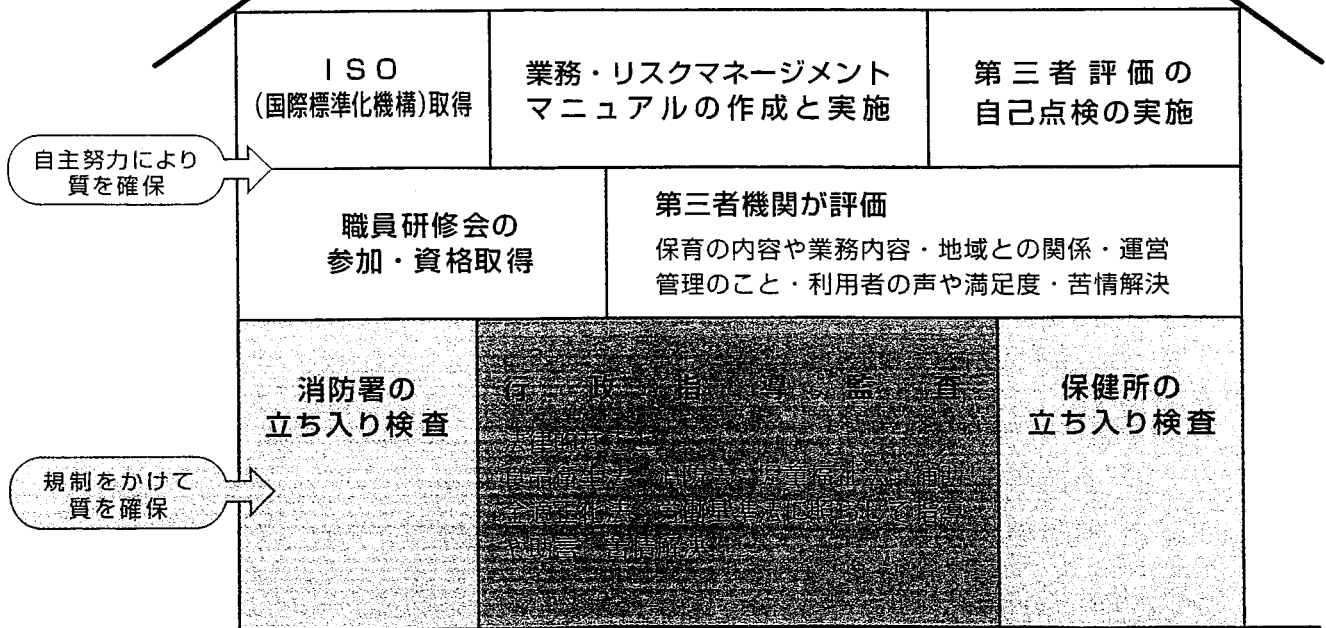
第2段階 (思考力・理解力・表現力)

- 1・漢字が読める
- 2・足し算、割り算等、小学校の3年、4年の基礎作り
- 3・言語明瞭、5W1Hでの説明ができるように
- 4・メモをとっての確認、聞いたことを復唱する
- 5・声を出して本や、書面を読む
- 6・感想文、報告書、作文を書く

社会福祉法人顕真会マニュアルから資料抜粋



保育所の質の社会的評価



福祉サービスの第三者評価の普及に向けて

平成13年にスタートした福祉サービスの第三者評価事業は、地方自治体、サービス種別協議会、評価機関などによって積極的な取組が進められてきました。

《第三者評価の目的》

1. サービスの質の向上

社会福祉法第78条に定められているとおり、社会福祉事業の経営者は、常に福祉サービス利用者の立場に立って良質かつ適切なサービスを提供するよう努めなければなりません。

第三者評価事業は、客観的・専門的な評価を受けることで事業者自らが個々の抱える課題を具体的に把握し、サービスの質の向上へ向け取り組むための支援を目的とします。

2. 利用者への情報提供

評価結果を公表することにより、利用者が自分のニーズに適した事業者を選択するために有効な情報を提供します。

〈社会福祉法第78条〉

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

これまでの成果を踏まえた上で、地域やサービス種別などによって評価内容に大きな開きが出ないように、全国的に一定の評価水準を確保した第三者評価事業へと移行しています。そのため、国と地方自治体による福祉サービス第三者評価事業の推進体制が整備されています。

【推進体制の概要】

◎国は、評価機関の認証、評価基準と手法、評価調査者養成、評価結果の公表等についてガイドラインを作成しました。（平成16年5月7日厚生労働省発「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」）

◎各都道府県に第三者評価事業の推進組織が、各都道府県に1組織設置されます。

*設置状況については、最終ページをご覧ください。

◎都道府県の推進組織は、国のガイドラインをふまえ、それぞれの地域性や福祉の状況を考慮した評価事業を、次のように具体的に推進していきます。

1. 評価機関の認証を行います。
2. 評価調査者養成研修を実施し、評価調査者の育成を行います。
3. 評価基準・評価手法についての検討、策定、見直しを行います。
4. 評価結果を公表します。
5. 第三者評価事業に関する普及・啓発活動や、相談・苦情への対応を行います。

◎全国社会福祉協議会は、評価事業普及協議会と評価基準等委員会を設置し、都道府県の推進組織の活動を支援していきます。

*詳しい内容は次ページの図をご覧ください。

福祉サービス第三者評価事業の推進体制



〈第三者評価基準ガイドラインの構成〉

第三者評価基準ガイドラインは、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」（全55項目）と、施設種別のサービス内容を評価する「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」が、それぞれ下記のとおり策定されています。

これらのガイドラインをふまえて、各都道府県推進組織は、実際に使用する第三者評価基準を整備することとしています。

1. 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン (計55細目)

※保育所版、児童入所施設版、障害者・児施設版、それ以外の施設種別版 (計4種類) が策定されています。

評価対象	評価分類
I・福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針
	2 計画の策定
	3 管理者の責任とリーダーシップ
II・組織の運営管理	1 経営状況の把握
	2 人材の確保・養成
	3 安全管理
	4 地域との交流と連携
III・適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス
	2 サービスの質の確保
	3 サービスの開始・継続
	4 サービス実施計画の策定

2. 福祉サービス内容評価基準ガイドライン

※上記のガイドラインに加えて、個々の施設種別の具体的なサービス内容を評価することが重要であるとの考え方に基づき、策定されました。

※保育所版、児童養護施設版、母子生活支援施設版、乳児院版、障害者・児施設版 (計5種類) が策定されています。

種別	項目数	評価分類
保育所	34	A-1 子どもの発達援助
		A-2 子育て支援
		A-3 安全・事故防止
児童養護施設	33	A-1 利用者の尊重
		A-2 日常生活支援サービス
母子生活支援施設	28	A-1 利用者の尊重
		A-2 日常生活支援サービス
乳児院	19	A-1 日常生活支援サービス
		A-2 利用者の尊重
障害者・児施設	26	A-1 利用者の尊重
		A-2 日常生活支援

都道府県推進組織とは

各都道府県で実際に第三者評価事業の推進を担う組織です。国のガイドラインをふまえた上で、地域の特性などを考慮した活動を行います。

都道府県、都道府県社会福祉協議会、公益法人、都道府県が適当と認める団体のいずれかによって設置されます。平成18年3月現在、39の都道府県が既に推進組織を設置しています。

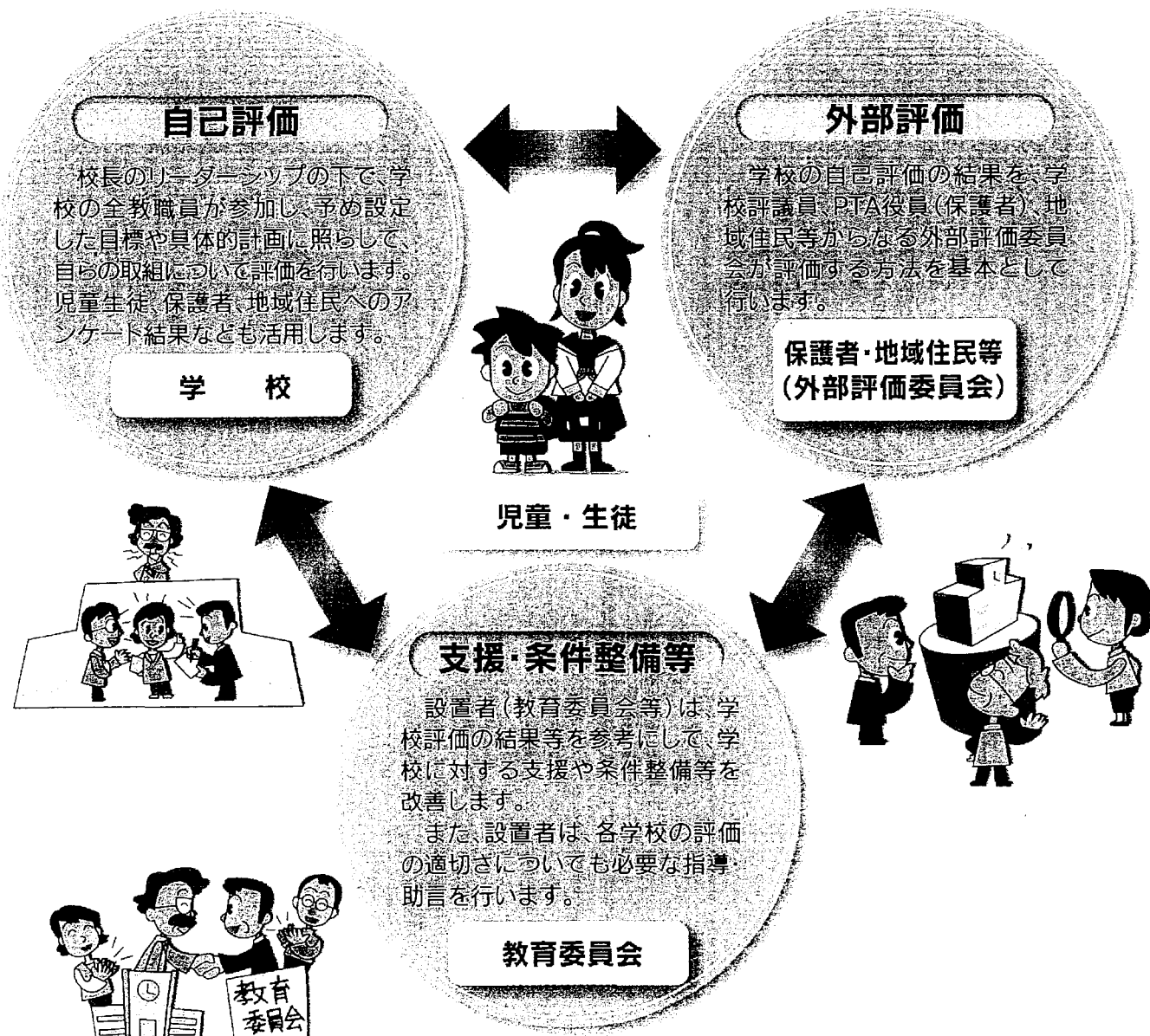
評価機関の認証とは

都道府県推進組織が認証要件を策定し認証を行います。認証は評価機関に一定の水準を求めて行われるもので、独自の活動を制約するものではありません。国のガイドラインでは、法人格、評価調査者についての要件、苦情対応体制の整備などの認証要件が示されています。

評価調査者養成研修とは

第三者評価の専門性を確保するために、評価調査者は都道府県推進組織が実施する養成研修を修了する必要があります。養成研修では第三者評価の基礎知識、分野別の課題、演習、実習などのカリキュラムが組まれます。また養成研修修了者に対しては、引き続き評価調査者継続研修が実施され、事例研究や演習などで評価調査者のスキルアップをめざしていきます。

学校評価の方法



第三者評価について

大学や教育研究機関の職員、学識経験者等、当該学校に直接関わりをもたない専門家が客観的に学校を評価することを「第三者評価」と呼びます。この「第三者評価」の在り方について、我が国でも研究、検討を進めます。

なお、イギリスなど全国的な第三者評価の仕組みが導入されている国や、すでに日本で先進的に取り組んでいる地方自治体もあります。

学校評価によるPDCAサイクル

児童生徒の状況や
保護者・地域のニーズなどを的確に把握しましょう

Plan
(目標設定)

- ◆中期と単年度の目標を、できるだけ明確かつ具体的に設定します。
- ◆前年度の改善方策等を次年度の目標設定に反映させます。
- ◆目標はできるだけ重点化します。

Action
(改善)

- ◆学校は、評価結果に示された改善方策に基づき、教育活動等の改善を行います。
- ◆設置者等は、学校の状況を把握し、学校に対する支援や条件整備等の改善を行います。

Do
(実行)

- ◆子どもの知・徳・体の成長を目指した教育活動等を行います。
- ◆教育活動等に関する情報・資料を日常的・組織的に収集・整理します。

Check
(評価)

- ◆児童生徒、保護者、地域住民から寄せられた意見や要望、アンケート結果も活用します。
- ◆収集した事例や予め設定した指標を用いて、目標の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握・整理して評価します。**【自己評価】**
- ◆評価結果は、自己評価書にまとめ、学校便りやホームページへの掲載などにより、広く説明・公表します。
- ◆設置者は、外部評価委員会を設置し、外部評価委員会は、自己評価が適切かどうかなどを評価します。**【外部評価】**

積極的な
情報提供を
しましょう